

# 1 受検手数料の額

受検手数料から振込手数料を  
差し引かないでください

請求書は発行しません。なお、ご不明な点は当協会までお問い合わせください。

## 1 全体（学科・実技を受検する場合）

学科試験手数料

一律 3,100 円

実技試験手数料

下記フローチャート参照

= 受検手数料

## 2 学科試験手数料

全員（等級・年齢に関係なく） ..... 3,100 円

## 3 実技試験手数料（以下フローチャート図参照）

受検する等級は？

特級

1級

2級・3級

18,200 円  
(全職種)

25歳未満  
ですか？

いいえ

はい

在職者ですか？<sup>\*2</sup>  
(雇用保険被保険者ですか)

いいえ

はい

在校生<sup>\*1</sup>  
ですか？

はい

35歳未満かつ  
低所得世帯に  
該当しますか？<sup>\*3</sup>

はい

いいえ

2級  
3級

①  
②  
③

受験料や申請方法及び添付に必要な書類等詳細は、愛媛県職業能力開発協会にお問い合わせください。

\*3 低所得世帯とは  
①生活保護受給世帯  
②住民税所得割非課税世帯

実技試験手数料区分	①	②	③
●機械・プラント製図 ●電気製図	13,300円	4,300円	8,900円
●機械検査 ●婦人子供服製造	15,100円	6,100円	10,100円
上記以外の職種	18,200円	9,200円	12,100円

令和5年4月1日時点で25歳未満の方（平成10年4月2日以降に生まれた方）

令和5年4月1日時点で35歳未満の方（昭和63年4月2日以降に生まれた方）

ただし、出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する方を除く。

\*1：次のいずれかに該当する方

●公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校の訓練生又は認定職業訓練施設の訓練生（就職している方を除く。）  
ただし、短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている方を除く。

●高等学校又は学校教育法に基づく中等教育学校の後期課程、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の生徒又は学生

\*2：雇用保険被保険者証または雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しの添付が必要となります。添付がない場合は減免対象となりません。